

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人磯野国際特許商標事務所 様 あて名 〒105-0001 日本国東京都港区虎ノ門一丁目1番18号 ヒューリック虎ノ門ビル		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 29.10.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 C31506W01		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/036220	国際出願日 (日.月.年) 13.09.2019	優先日 (日.月.年) 29.11.2018	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. F25D23/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社日立製作所			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input checked="" type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input checked="" type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input checked="" type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 07.10.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 西山 真二 電話番号 03-3581-1101 内線 3377	3M	9536

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第Ⅲ欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成

次に関して、当該請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性又は産業上の利用可能性につき、次の理由により審査しない。

国際出願全体

請求項 5

理由：

この国際出願又は請求項 _____ は国際調査をすることを要しない次の事項を内容としている（具体的に記載すること）。

明細書、請求の範囲若しくは図面（次に示す部分）又は請求項 5 の記載が不明確であるため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。

補充欄参照

全部の請求項又は請求項 5 が、明細書による十分な裏付けを欠くため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。

補充欄参照

請求項 _____ について、国際調査報告が作成されていない。

入手可能な配列表が存在せず、有意義な見解を示すことができなかった。

出願人は所定の期間内に、

附属書C/ST. 25テキストファイル形式で配列表を提出しなかったため、国際調査機関は、認められた形式及び方法で配列表を入手することができなかった。又は、提出された配列表がPCT実施細則附属書Cに定める基準を満たしていなかった。

PCT実施細則附属書Cに定める基準を満たす紙形式又はイメージファイル形式で配列表を提出しなかったため、国際調査機関は、認められた形式及び方法で配列表を入手することができなかった。又は、提出された配列表がPCT実施細則附属書Cに定める基準を満たしていなかった。

PCT規則13の3.1(a)又は(b)に基づく命令に応じた配列表の提出のための、要求された遅延提出手数料を支払わなかった。

詳細については補充欄を参照すること。

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-4, 6-9	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	6-7	有
	請求項	1-4, 8-9	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-4, 6-9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 2015-152211 A (三菱電機株式会社) 2015.08.24, 段落0041-0043, 0091, 0112, 0116, 図1-19

文献2：US 2007/0069867 A1 (FLEISCH) 2007.03.29, 段落0071, 0075, 0076

文献3：WO 2018/174080 A1 (パナソニックIPマネジメント株式会社) 2018.09.27, 段落0014, 0032, 0078

文献4：JP 2016-23852 A (株式会社東芝) 2016.02.08, 段落0008, 0016-0018

文献5：JP 2006-64320 A (株式会社東芝) 2006.03.09, 段落0012, 0037-0038, 0041

文献6：JP 2010-121784 A (株式会社東芝) 2010.06.03, 全文, 全図

請求項1に係る発明は、文献1-3から進歩性を有しない。

文献1には、「収納物の有無を検知する庫内画像取得部110と、前記収納物の有無が検知された時点特定するタイマと、前記庫内画像取得部110から取得した情報に基づき前記収納物の形状を決定し、前記タイマが特定した時点に基づき前記収納物の保管期間を算出し、前記決定した形状及び前記算出した保管期間を前記収納物に関連付けて記憶する演算部と、を備える、冷蔵庫。」が記載されている。

よって、請求項1に係る発明と文献1に記載された発明とを対比すると、両発明は次の点で相違する。

請求項1に係る発明においては、「収納物の有無を検知するセンサを複数有するセンサアレイ」を備え、「センサアレイを構成する個々のセンサから取得した情報に基づき収納物の形状を決定」するのに対し、文献1に記載された発明においては、「収納物の有無を検知する庫内画像取得部110」を備え、「庫内画像取得部110から取得した情報に基づき収納物の形状を決定」する点。

(補充欄に続く)

第VI欄 ある種の引用文献

1. ある種の公表された文書(PCT規則43の2.1及び70.10)

<u>出願番号 特許番号</u>	<u>公知日 (日. 月. 年)</u>	<u>出願日 (日. 月. 年)</u>	<u>優先日 (有効な優先権の主張) (日. 月. 年)</u>
WO 2019/017323 A1 「E, X」	24. 01. 2019	17. 07. 2018	21. 07. 2017

2. 書面による開示以外の開示(PCT規則43の2.1及び70.9)

<u>書面による開示以外の開示の種類</u>	<u>書面による開示以外の開示の日付 (日. 月. 年)</u>	<u>書面による開示以外の開示に言及している 書面の日付 (日. 月. 年)</u>
------------------------	--------------------------------------	--

第Ⅷ欄 国際出願についての意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

第ⅠⅠⅠ欄に示したように、請求項5の意味が不明確であるため、請求項5に係る発明の新規性・進歩性を判断することができない。

そして、請求項6-7は請求項5を直接又は間接に引用するため、請求項6-7に係る発明も不明確である。

しかしながら、請求項6が請求項4を引用すると解釈して、請求項6-7に係る発明の新規性・進歩性の判断を行った。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 III 欄の続き

請求項 5 の意味が不明確である。

また、請求項 5 が明細書のどの記載と対応するのも明らかではない。明細書の段落 0049 に請求項 5 と類似した記載があるが、段落 0049 の記載も不明確である。したがって、請求項 5 に係る発明の新規性・進歩性を判断することができない。

。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

上記相違点について検討する。

例えば文献 2-3 に記載されているように、物品の有無を検知するセンサを複数有するセンサアレイを備え、センサアレイを構成する個々のセンサから取得した情報に基づき収納物の形状を決定することは周知技術である。

文献 1 に記載された発明において、物品の形状を決定する手段として周知技術を採用し、上記相違点に係る発明特定事項とすることは、当業者が格別の創意を要することなく想到できたことである。

そして、請求項 1 に係る発明を全体としてみても、その奏する効果は、文献 1 に記載された発明及び周知技術から当業者が予測できた範囲内のものであり、格別に顕著な効果ではない。

したがって、請求項 1 に係る発明は、文献 1 に記載された発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

請求項 2 に係る発明は、文献 1-3 から進歩性を有しない。

文献 2 の段落 0 0 7 5 には、センサが物品の有無を検知した結果を、無線技術を介してセンサから受信することが記載されている。

文献 1 に記載された発明に文献 2 に記載された発明を適用することは、当業者にとって容易である。

請求項 3 に係る発明は、文献 1-4 から進歩性を有しない。

文献 4 には、冷蔵庫の棚に設けた物理量センサや撮影装置等への給電を、無線技術を介して送信した電波により行うことが記載されている。

文献 1 に記載された発明に文献 4 に記載された発明を適用することは、当業者にとって容易である。

請求項 4 に係る発明は、文献 1-5 から進歩性を有しない。

文献 5 には、扉の閉状態を検知したこと（すなわち、「収納物が出し入れされる可能性のある時点が到来したことを演算部が検知したこと」）を契機として、収納物の情報を検知することが記載されている。

文献 1 に記載された発明に文献 5 に記載された発明を適用することは、当業者にとって容易である。

請求項 6-7 に係る発明は、上記の文献に対して新規性及び進歩性を有する。

「2 時点間の収納物間の距離、及び、センサが有無を検知した面積の差分に基づき、2 時点間における収納物の同一性を判断する」ことは、上記のいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

請求項 8-9 に係る発明は、請求項 1 と同様の理由によって、文献 1-3 から進歩性を有しない。